

事 務 連 絡  
令和4年1月21日

建設業者団体の長 様

兵庫県県土整備部県土企画局総務課建設業室長

地域における社会機能の維持のための濃厚接触者の待機期間について

みだしのことについて、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部の通知に基づき、別添のとおり本県の取扱いを定めましたので、周知します。

## 地域における社会機能の維持のための濃厚接触者の待機期間について

今般、令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月14日一部改正）において、オミクロン株の流行状況に応じた濃厚接触者の取扱いが示されたことを受け、本県では、標記について下記のとおり取り扱うこととしましたので、ご対応よろしくお願ひします。

## 記

新型コロナウイルス感染症の検査陽性者（無症状の場合も含む。）を、原則として、オミクロン株の患者であるものとして取り扱うこととし、以下の対応を行うことが可能であるものとする。

## 1. 濃厚接触者の待機期間の取扱いについて

オミクロン株の患者として取り扱われる検査陽性者の濃厚接触者の待機期間については、最終曝露日（陽性者の接触等）から10日間とする。

ただし、無症状の濃厚接触者について、社会機能を維持するために必要な事業に従事する者（以下、「社会機能維持者」という。）に限り、10日間を待たずに検査が陰性であった場合には、待機を解除できる取扱いとする。

## 2. 社会機能維持者の範囲について

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日（令和4年1月7日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）の「（別添）緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」（厚労省通知 P5～6）を対象とする。

※ 該当の有無は、各事業者において判断いただくこととなります。

## 3. 待機の解除に当たって行う検査について

## (1) 実施に係る条件

- ・ 社会機能維持者の所属する事業者において、当該濃厚接触者の業務への従事が事業の継続に必要である場合に実施すること。（自費検査）
- ・ 無症状の濃厚接触者に行なうこと。

## (2) 検査種類及び検査の時期

核酸検出検査又は抗原定量検査（やむを得ない場合は、抗原定性検査キット）により検査を行うこと。

検査種類	検査の時期
核酸検出検査又は抗原定量検査	最終曝露日（陽性者との接触等）から6日目に実施
抗原定性検査キット（薬事承認されたものに限る。）	最終曝露日（陽性者との接触等）から6日目と7日目にそれぞれ実施

#### 4. 検査における留意事項等

- (1) 抗原定性検査キットについては、薬事承認されたものを必ず用いるとともに、厚労省通知 P7 の確認書の①～⑤の対応を行うこととし、事業者が医薬品卸売販売業者から入手する場合は、当該確認書を同卸売販売業者に提出すること。
- (2) 事業者は、社会的機能維持者の検査結果を必ず確認すること。陰性の結果が確認した場合に待機を解除できること。
- (3) 医療機関以外での検査により陽性が確認された場合には、事業者から社会機能維持者に対し、医療機関の受診を促すとともに、当該医療機関の診断結果の報告を求めること。  
※診断により陽性が確定した場合、感染症法に基づく保健所への届出は診断を行った医療機関が行うため、報告を受けた事業者から保健所への連絡は不要
- (4) 待機解除後に社会機能維持者が業務に従事する際は、事業者において、感染対策を徹底すること。また、社会機能維持者に対して、10日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるよう説明すること。

#### 5. その他

上記の内容及び確認書の様式については、兵庫県ホームページで公表しています。

「地域における社会機能の維持のための濃厚接触者の待機期間について」

URL:<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/noukousessyokusya-taiki.html>

※ 濃厚接触者の考え方については、下記で説明しています。

URL:<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/corona210903.html>

#### (添付資料)

令和4年1月5日（令和4年1月14日一部改正）付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部通知「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」